

● あ 行

｜ 合図なし

左右折時のウインカーの出し忘れ、及び合図が著しく遅れた場合をいいます。

｜ 赤直前の

交差点に進入した直後に信号が赤に変わった場合をいいます。

｜ 明るいところ

40～50メートル手前から自動車のライトの光がなくても路上の障害物が発見できる程度の明るさがある状態をいいます。

｜ 明らかな先入

片方の自動車が交差点に進入した時に、もう一方の自動車が直ちにブレーキをかける等の措置により容易に衝突を避けることができる状態をいいます。

｜ 頭を出して待機

道路の外からそろそろと出てきて、道路に車の頭を出して待機した後に道路に出る状態をいいます。

｜ 予め中央に寄らない右折

交差点で右折する場合は交差点の手前 30メートルの地点からできる限り道路の中央に寄って右折の合図をして徐行しなければなりません、この義務に違反した場合をいいます。

｜ 安全運転義務違反 「道路交通法第70条」

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ道路交通及び当該車両の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

｜ 著しい過失

わき見運転などの前方不注意の著しい場合、酒気帯び運転、概ね時速 10 キロメートル以上 25 キロメートル未満のスピード違反、著しいハンドル・ブレーキの操作不適切などをいいます。

｜ 著しい前方不注視

同乗者の方を向きながら話をしていた場合や、車内の落し物を拾おうとした場合などをいいます。

｜ 著しい速度違反

追い越し中の事故の場合は、追い越し車は、追い越し中であるという状況を考慮して、時速 20 キロメートル以上の速度違反のみが修正要素となります。

｜ 一時停止 「道路交通法第43条」

車両等は、交通整理の行われていない交差点又はその手前において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前（道路標識等による停止線が設けられていない場合であっては交差点の直前）で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第36条第2項の規定に該当する場合他、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

｜ 横断歩道の直近

幹線道路の場合は、横断歩道からおよそ 15～20メートル以内の場合をいい、それ以外の道路ではおよそ 10～15メートル以内の場所をいいます。

横断歩道の付近

道幅が10メートル以内の道路では、およそ20～30メートル以内の場所をさし、道幅が14メートル以上の交通量の激しい道路（幹線道路）では、およそ50メートル以内の場所をさします。

大型車

車両総重量が8トン以上、最大積載量が5トン以上、または定員11名以上の自動車をいいます。

大廻り右折

予め道路の中央に寄らずに道路を右折する場合をさします。

● か 行

幹線道路

国道や一部の県道のように自動車が高速で走行している道路や車歩道の区分があり道幅がおよそ14メートル以上の自動車通行の激しい道路をさします。

過失相殺 「民法第722条」

被害者に過失があるときは、裁判所は損害賠償の額を定めるにあたり、これを考慮できる。

火災とは

いわゆる火事に該当するもので、一般的には、①場所的・時間的な偶然性の存在、②燃焼を伴い経済的な損害をおよぼす事実の存在である。

第一の場所的偶然性とは、常時火を使用する場所（例えば火床）以外のところで発火することを言い、時間的偶然性とは本来の使用時間以外の時に発火した場合を指す。例えばストーブやかまどの火が外部に燃え移って家財を焼いたときは場所的偶然性のある火である。

第二の燃焼性とは、火勢が自力で拡大し得る状態を意味する。火であっても自力で拡大しないような火、例えば煙草の吸殻で衣服が焦げたとか、アイロンで畳が焦げたとかは火災とは言えない。

既右折

直進車が交差点に進入する時点で右折車が右折を完了しているかそれに近い状態をいいます。

車の著しい過失

わき見運転などの前方不注意の著しい場合、酒気帯び運転、概ね時速10キロメートル以上25キロメートル未満のスピード違反、著しいハンドル・ブレーキの操作不適切などをいいます。

車の重過失

居眠り運転、酒酔い運転、無免許運転、時速25キロメートル以上のスピード違反をいいます。（酒酔い運転、無免許運転については、事故との因果関係がなくても、重過失ありとして扱われます）

車の直後横断

歩行者が何の注意もなく後退車の直後を横断した場合をいいます。

警笛吹鳴

自動車が後退する場合に後退灯のほか警笛を鳴らしたり、バックブザーを鳴らした場合をいいます。また歩行者が予め自動車が後退することを知っていた場合を含みます。

減速

通常より明らかに減速していることを意味します。（時速40キロメートル制限道路を、およそ

20 キロメートルで走行するような状態をいいます) 単に、前より速度を落としたということではありません。また衝突直前の「減速」は減速ではありません。

減速せず

上記の減速をまもらなかったこと。

交差点の直近

およそ交差点から10メートル以下の距離をさします。

交差点右折 「道路交通法第37条」

車両等は、交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等があるときは、当該車両等の進行妨害をしてはならない。

後退開始前後方にいた場合

後退開始前に車外の後方を見れば歩行者を発見できた場合をいいます。幼児が自動車の後方で路上遊戯中に事故に遭う場合などが代表的な例です。

● さ 行

最高速度 「道路交通法施行令第11条」

その他の道路では、政令で定める最高速度を超えてはならない。

左方優先 「道路交通法第36条」

車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる車両などの進行を妨害してはならない。

第1項、車両である場合、その通行している道路と交差する道路(以下「交差道路」という。)を左方から進行してくる車両及び交差道路を通行する路面電車。

車道通行が許される場合

道路工事などにより歩道が障害物に覆われ、車道を歩かざるを得ない場合をいいます。

集団横断

歩行者が集団で横断したり、通行したりしている場合をさします。例えば、集団登校のように数人が運転者から見て同様の行動をとっていれば、集団横断とみなされます。

住宅・商店街

人の通行、横断がひんぱんに予想される場所をいいます。したがって、工場・官公庁付近の出退社時刻も含まれます。

信号残り

信号が青で交差点に進入した後、交差点を出る前に信号が赤に変わってしまった場合をいいます。従って、赤信号や黄色信号で交差点に進入した場合は含まれません。

重過失

居眠り運転、酒酔い運転、無免許運転、時速25キロメートル以上のスピード違反をいいます。(酒酔い運転、無免許運転については、事故との因果関係がなくても、重過失ありとして扱われます)

徐行無し

右折する際に、通常の方法(およそ時速20キロメートル前後)までスピードが落ちていない場合を

指します。従って、必ずしも法律上要求されている徐行である必要はありません。タイヤをきしませて右折する場合などは、徐行なしに該当します。

徐行義務 「道路交通法第42条」

車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されていると道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならない。

第1項、左右の見通しがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見通しがきかない部分を通行しようとするとき。(当該交差点において交通整理が行われている場合及び優先道路を通行している場合を除く)

第2項、道路のまがりかど付近、上り坂の頂上付近又は勾配の急な下り坂を通行するとき。

児童

概ね6才以上13才未満(小学生)をさします。

制御灯故障

制御灯(トスツランプ)が故障のために点灯しない場合だけでなく、泥で汚れて見え難い場合、夜間にテールランプが点灯していない場合も含まれます。

● は 行

早廻り右折

交差点の中心近くまでよらずに右折を開始した場合をいいます。(交差点の中心の内側を通過して右折した場合など)

早廻り左折

上記の、左折行為

避讓義務違反がある場合

被追い越し車が、追い越し車があることを知っていながら、しかも対向車などの関係からそのままの速度で進行すれば危険であることがわかっているにもかかわらず、減速するなどの処置をとらなかった場合をいいます。

ふらふら歩き

歩行者が自動車の直前を通行したり、大きくふらつくことをいいます。但し、この修正は、道路外から道路に出入りする場合などで、路側帯を通行することが許されている自動車や歩行者用道路の通行が許されている自動車が安全な速度と方法で進行している場合のみに適用されます。

法27条1条違反がある場合

他の車両に追いつかれた車両の義務として、追いついた車両の追越しが終わるまで、速度を増してはならないと規定されています。これに違反した場合をいいます。

法50条違反の交差点進入

進行方向の信号が赤に変わるまでに交差点を通過できないおそれがあるにもかかわらず交差点に進入した場合をさします。

● ま 行

見通しのきく交差点及び夜間

相手自動車の存在が容易に確認できる場所をいいます。

● や 行

| 夜間

日没から歩行者の存在が予想される午後9～10時頃（盛り場では午前0時頃）までをさします。（この時間を過ぎている場合は、さらに大きな減算要素になります。）また、自動車がライトをつけていなかったり、周囲が非常に明るく、歩行者の発見が容易な場合は修正しません。

| 優先道路 「道路交通法第36条」

第2項、車両等は、交通整理の行われていない交差点においては、その通行している道路が優先道路（道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。）である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

第3項、車両等（優先道路を通行している車両等を除く）は、交通整理の行われていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差点の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

| 幼児・法71条2号該当者

幼児とは6才未満の者をいいます。法71条2号該当者とは、目がみえない人などで、政令に定める白い杖を持っている人をいいます。

| 老人

概ね、65才以上の者をいいます。

| 路上遊戯者

路上で遊んでいる者のほかに、路上で座ったり、しゃがんだり、ねっころがっている者を含みます。

| 路側帯

幅がおよそ1メートル以上のものをさします。